

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名：(株)東京エネシス
住所：東京都中央区日本橋茅場町1丁目3番1号

2. 指名停止措置期間 自 令和8年8月7日 2ヶ月
 至 令和8年10月6日

3. 事実概要
(株)東京エネシス社員は、群馬県上野村が発注した村営住宅への太陽光発電設備設置工事の指名競争入札において、上野村の職員が非公表の設計金額を漏らし、(株)東京エネシスに落札させたとして、令和8年6月16日、群馬県警に公競売入札妨害の疑いで逮捕された。

4. 指名停止措置理由
上記業者の行為は、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号。以下「指名停止措置要領」という。）別表第2第8号ロに該当する。

＜指名停止措置要領別表第2第8号ロ＞

措置要件	期間
(公契約関係競売等妨害又は談合) 8 次のイ又はロに掲げる者が締結した請負契約に係る工事に関し、一般役員等又は使用人（使用人においてはイに掲げる場合に限る。）が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（第12号に掲げる場合を除く。）。	逮捕又は公訴を知った日から 2ヵ月以上12ヵ月以内
イ 当該地方整備局の所管する区域内の他の公共機関の職員 ロ 当該地方整備局の所管する区域外の他の公共機関の職員	1ヵ月以上12ヵ月以内

○問い合わせ先
国土交通省 国土技術政策総合研究所
総務部 契約財産管理官 山岸 宏司
茨城県つくば市旭1番地 電話029-864-0564